

外国特殊法人の職員について

〔昭和38年12月 2日 蔵計第3711号〕
大蔵省主計局長から各共済組合本
部長、各財務局長あて通達

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和38年法律第114号）の施行に伴い、外国特殊法人職員として勤務した期間が、年金算定上、算入されることとなつたが、これに関し、下記のとおりその取扱を定めたから、遺漏のないよう取計らわれない。

記

- 1 恩給法の一部を改正する法律附則第43条の外国特殊法人及び職員を定める政令（昭和38年政令第220号）に規定されている「当該法人の職制による正規の職員（第7号に掲げる法人にあつては社員）」とは、各法人の参事、副参事、参事補、職員又は社員以上のもの（役員を除く。）と解する。
- 2 外国特殊法人職員として勤務したことの履歴証明等については、「前歴報告書に添付すべき証明書類について」（昭和37年4月10日蔵計第1094号）に準じて処理することとされたい。